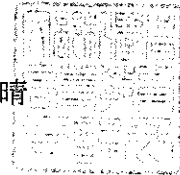


30 高学留第 7 2 号  
平成 31 年 3 月 29 日各 国 公 私 立 大 学 長  
殿  
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長

文部科学省高等教育局学生・留学生課長

塩 崎 正 晴



(印影印刷)

## 外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について (通知)

文部科学省では、外国人留学生の受入れ推進を図るため、従来、各国公私立大学及び各国公私立高等専門学校（以下「各大学等」という。）において外国人留学生の適切な受入れ、在籍管理の徹底等がなされるよう求めています。一部の大学等では受け入れた留学生が所在不明となったり、各種犯罪に関与したりするなど、真に修学を目的とした留学生の受入れと留学生に対する適切な指導が課題となっています。

特に、留学という口実のもと、我が国での就労（稼ぎ）を目当てに在留するような学生を安易に受け入れることは、大学等における学修の阻害要因となることに加え、悪質な仲介業者等が関与することによる経済的被害や違法な資格外活動への従事、日本国内での失踪という事態、ひいては犯罪や不法行為に巻き込まれることも懸念されます。また、受け入れ機関である各大学等にとっては、教育活動や適切な在籍管理、ひいては学校運営そのものに支障をもたらす恐れがあります。

また、こうした留学生に係る問題は、留学生個人や受け入れ機関である個別の大学等の社会的責任が問われるのみならず、適正な留学目的で来日している留学生も含め留学生政策全体の社会的信頼・信用の失墜につながりかねません。については、各大学等においては、下記の事項に十分留意し、外国人留学生の受入れ及び在籍管理の徹底等適切に行っていただくようお願いします。

## 記

1 外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について

## (1) 外国人留学生の適切な受入れについて

外国人留学生の入学選抜に当たっては、「平成 31 年度大学入学選抜実施要項について (通知)」(平成 30 年 6 月 4 日付け高等教育局長通知)において、「真に修学を目的とした者が選抜されるよう、適切に実施する」ことをお願いしているところです。

各大学等においては、学生数の確保という観点で安易に留学生を受け入れることは厳に慎むとともに、充実した教育指導及び留学生を含んだ適切な定員管理を確保する

観点から、留学生の受入れ数については、当該大学等の入学定員、教職員組織、施設整備等を考慮した適切なものとし、教育体制の現状に見合わない過大な受入れ数にならないようにする必要があります。また、入学志願者が真に修学を目的としており、その目的を達するための十分な能力・意欲・適正等を有しているかを適切に判定すること、特に、日本語など必要な能力の基準（学位が授与される正規の教育課程（以下「学位課程」という。）において日本語で授業を行う場合、日本語能力試験N2レベル相当以上が目安）を明確化し、適正な水準を維持することが重要です。さらに、国際交流等の推進の観点から、独立行政法人日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」の積極的な活用や当該試験を活用した渡日前入学許可の実施について配慮することが望まれます。

あわせて、入学を許可して受け入れた外国人留学生については、自ら責任を持って在籍の管理を行う必要があります。

## （２）外国人留学生の適切な在籍管理の徹底について

各留学生について、学業成績、資格外活動の状況等を的確に把握し、長期欠席者や学業成績の良好でない者に対する連絡や指導を徹底するとともに、改善の見込みのない場合には退学等、適切な対応をお願いします。加えて、退学等の処分を行い、学生が留学目的を達成する見込みがなくなった場合には、その学生が確実に帰国するよう大学が責任を持って適切な対応をお願いします。

なお、外国人留学生が授業料未納となっていることが判明した場合、各大学等は適切に状況を把握し、指導等を行うことが望まれます。授業料未納となっていることを理由に除籍した場合であっても、当該学生が不法滞在にならないよう、適切な対応をお願いします。

## （３）留学生別科及び研究生・聴講生・科目等履修生等について

大学に設置される留学生向けの別科については、無秩序な規模の受入れとならないように努めるとともに、各大学が自らの責任において、大学設置基準や日本語教育機関の告示基準等を参考にし、教員数、校地・校舎面積、学生数、授業の方法、施設及び設備その他について教育にふさわしい環境の確保を図るなど、留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等を行う必要があります。

さらに、研究生や聴講生といったいわゆる「非正規生」については、学生数の確保という観点のみで受け入れると、無秩序な規模の受入れとなる恐れもあります。各大学等においては、規模も含めた適切な受入れ及び在籍管理の徹底等をお願いします。特に、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）において研究生・聴講生が留学の在留資格を得るために必要な、実時間として1週間に10時間以上の授業時間を確保することができるよう、履修可能科目の設定や学生に対する履修指導等を行う必要があります。

また、大学設置基準第31条第3項に基づき専任教員数並びに校地及び校舎の面積について教育に支障のないよう増加させる必要があるほか、各大学が自らの責任において、大学設置基準等を参考にし、学生数、授業の方法、施設及び設備その他について教育にふさわしい環境の確保を図ることが重要です。

加えて、学位課程の科目を履修する非正規生については、当該授業を受講するために求められる必要な日本語能力（学位課程において日本語で授業を行う場合、日本語能力試験N2レベル相当以上が目安）やその他求められる能力が確保されているかどうかを確認の上、受け入れてください。なお、これらの者のうち単位が与えられる者は、大学設置基準第31条第1項の「科目等履修生」に当たりますが、同条第2項に基づき適切に単位を授与する必要があります。

また、留学生を受け入れる大学の学位課程や日本語教育以外を行う留学生向け別科については、各大学等や日本語教育機関等における大学進学のための日本語予備教育を実施する課程等（以下、「予備教育課程等」という。）とは異なった位置付けとなっております。受け入れる留学生の在留資格の位置づけや在留期間等にも影響があることから、これらの課程や別科が実質的に予備教育課程等として実施されることのないよう、適切な対応をお願いします。

## 2 留学生の卒業後等における教育機関の取組等について

「留学生 30 万人計画」の実現に向けて、関係省庁が連携して様々な取組を行っていますが、留学生の増加によって不法残留者が増加することにならないよう、法務省入国管理局において、留学生の卒業後等における教育機関の取組や所在不明となった留学生の取扱いについて、「留学生の卒業後等における教育機関の取組等について」（平成 27 年 1 月法務省入国管理局）（別添）が整理され示されました。

引き続き、留学生を受け入れている各大学等においては、法務省入国管理局が整理した内容に基づき、留学生が卒業等した場合の在留資格関係手続や所在不明となった留学生の届け出が実施されるよう、適切な対応をお願いします。

## 3 退学者・除籍者・所在不明者の定期報告について

各大学等の外国人留学生の退学者・除籍者・所在不明者の文部科学省への定期報告については、「外国人留学生の適切な受入れ及び外国人留学生の在籍管理等について（通知）」（平成 29 年 3 月 28 日付け 28 高学留第 49 号）により、御協力をお願いしているところですが、今後は本通知に基づき、新たに除籍者・退学者の理由等についても報告を要請することとします。各大学等においては、前月中に退学（転校・転学を含む。）、除籍又は所在不明となった者を毎月 10 日までに、別紙様式「退学者等名簿」により、文部科学省高等教育局学生・留学生課宛てに電子メール（郵便・FAX は原則不可）により報告してください。退学者等がない場合は、いない旨を報告してください（様式任意）。

### ①電子メールによる提出の注意点

- ・件名及び添付ファイル名の具体例：【退学者名簿】文科大学 3 月分
- ・添付ファイルには任意のパスワードを付し、毎回、別メールでお知らせください。

### ②本通知及び別紙様式は、文部科学省のホームページに掲載していますので御活用ください。（[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/ryugaku/1325305.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1325305.htm)）

なお、文部科学省では、上記の定期報告のほか、教育機関において外国人留学生の不法残留事案が発生した場合の再発防止の観点から、法務省より法令の範囲内で情報提供を受け、不法残留者数及び退学者・除籍者・所在不明者が一定数以上発生した大学等に対してヒアリング及び追加調査を実施し、当該情報を提供するとともに不法残留者、除籍者、所在不明者等の発生要因の分析及び対策を講ずるよう要請しています。

### 本件連絡先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2  
文部科学省高等教育局学生・留学生課留学生交流室私費留学生係  
T E L : 03-5253-4111（内線 3359）  
E-mail : ryuugaku@mext.go.jp

## 留学生の卒業後等における教育機関の取組等について

平成 27 年 1 月  
法務省入国管理局

日本を世界により開かれた国とし、アジア、世界との間のヒト、モノ、カネ、情報の流れを拡大する「グローバル戦略」を展開する一環として2020年を目途に留学生受入れ30万人を目指した「留学生30万人計画」の実現に向けて、関係省庁が連携して様々な取組を行っているところ、留学生の増加によって、不法残留者が増加することとならないよう取り組んでいかなければなりません。

については、留学生を受け入れている教育機関におかれては、関係省庁と連携して不法残留の発生等を防止する観点から、留学生の卒業後等における教育機関の取組や所在不明となった留学生の取扱いについて、以下のとおり取組等を行っていただくようお願いします。

## 1 留学生の卒業後等における教育機関の取組について

教育機関は、留学生の受入れに当たり適切な入学者選抜を行うとともに、受け入れた留学生に対し責任をもって在籍管理や生活指導を行うことが求められる。また、卒業や退学等によって留学生の受入れを終了する際又は終了した後においては、次のような取組が求められる。

- (1) 進学を希望する留学生については、進学先教育機関の入学事実の確認並びに当該教育機関の名称（学部・学科等名を含む。）及び所在地の把握に努める。
- (2) 就職を希望する留学生については、就職先の内定事実の確認並びに就職先機関の名称及び所在地の把握並びに当該就職に係る在留資格変更許可申請を行ったことの確認に努める。
- (3) 進学又は就職以外の目的をもって本邦に在留することを希望する留学生については、当該目的に係る事実の確認及び当該目的に係る在留資格変更許可申請を行ったことの確認に努める。
- (4) 帰国を希望する留学生（出国準備のための「短期滞在」又は「特定活動」の在留資格をもって在留する者を含む。）又は進路が明らかでない留学生については、帰国の指導及び出国した事実の確認に努める。
- (5) 留学生が継続就職活動を目的とする「特定活動」の在留資格をもって引

き続き本邦に在留する場合には、当該在留資格への在留資格変更許可申請やその後の在留期間更新許可申請の際に受入教育機関から当該留学生に係る推薦状等の提出がなされることを条件とし、特に活動を指定して在留を許可していること等を踏まえ、教育機関は、当該留学生が継続就職活動を終了する際又は終了した後において上記（１）から（４）と同様の確認、把握及び指導に努める。

（注１）適正かつ円滑な入国・在留審査を実施するため、不法残留者を発生させていないこと等が認められる教育機関からの申請については、提出資料を簡素化すること等の取扱いとする。

（注２）受け入れた留学生が、（１）の場合においては進学先教育機関に入学した後、（２）及び（３）の場合においては在留資格変更許可申請（継続就職活動を目的とする「特定活動」への申請を除く。）を行った後、（４）の場合においては出国した後（みなし再入国許可により出国した後に本邦に入国した場合）に不法残留となった場合には、受け入れた教育機関から責任の所在が移っていることから、特段の事情がない限り、教育機関の選定において、受け入れた教育機関が不法残留者を発生させたものとしては取り扱わない。

## 2 所在不明となった留学生の取扱いについて

教育機関は、受け入れた留学生の在留資格に応じた活動を確認した最後の日の翌日から３か月を経過した時点で当該留学生が所在不明となっているときは、地方入国管理局に対し、当該留学生の所在不明について届け出るよう努める。

（注）上記の時点までに退学又は除籍等によって受入れを終了し、当該事由について、既に地方入国管理局に届け出ているときは、所在不明について改めて届け出る必要はない。

## 留学生の所在不明に関する届出

### ① 届出の対象者

氏 名 \_\_\_\_\_ 性別 男 ・ 女

生 年 月 日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 国籍・地域 \_\_\_\_\_

住 居 地 \_\_\_\_\_  
〒 \_\_\_\_\_

在留カード番号 \_\_\_\_\_

教育・研究活動へ  
参加した最後の日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

### ② 届出機関

機 関 の 名 称 \_\_\_\_\_

機 関 の 所 在 地 \_\_\_\_\_  
〒 \_\_\_\_\_

担 当 者 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

届 出 年 月 日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

退学者等名簿【大学・短期大学・高等専門学校】

年 月 日現在

(教育機関名： )

国籍	学籍番号等	氏名	性別	生年月日	在留期限	住所	在学形態の別	退学・除籍処分の有無	事由の別				措置内容		
									報告内容	左記報告のうち、退学・除籍となった事由					
				..	..		左記で「その他」を選んだ場合の在学形態	( )	理由1	理由2	理由3	理由1～3で「その他」を選んだ場合の理由	入国管理局へ報告	帰国指導実施	国内進学・就職等の指導実施
				..	..		左記で「その他」を選んだ場合の在学形態	( )	理由1	理由2	理由3	理由1～3で「その他」を選んだ場合の理由	入国管理局へ報告	帰国指導実施	国内進学・就職等の指導実施
				..	..		左記で「その他」を選んだ場合の在学形態	( )	理由1	理由2	理由3	理由1～3で「その他」を選んだ場合の理由	入国管理局へ報告	帰国指導実施	国内進学・就職等の指導実施
				..	..		左記で「その他」を選んだ場合の在学形態	( )	理由1	理由2	理由3	理由1～3で「その他」を選んだ場合の理由	入国管理局へ報告	帰国指導実施	国内進学・就職等の指導実施
				..	..		左記で「その他」を選んだ場合の在学形態	( )	理由1	理由2	理由3	理由1～3で「その他」を選んだ場合の理由	入国管理局へ報告	帰国指導実施	国内進学・就職等の指導実施
				..	..		左記で「その他」を選んだ場合の在学形態	( )	理由1	理由2	理由3	理由1～3で「その他」を選んだ場合の理由	入国管理局へ報告	帰国指導実施	国内進学・就職等の指導実施
				..	..		左記で「その他」を選んだ場合の在学形態	( )	理由1	理由2	理由3	理由1～3で「その他」を選んだ場合の理由	入国管理局へ報告	帰国指導実施	国内進学・就職等の指導実施
				..	..		左記で「その他」を選んだ場合の在学形態	( )	理由1	理由2	理由3	理由1～3で「その他」を選んだ場合の理由	入国管理局へ報告	帰国指導実施	国内進学・就職等の指導実施
				..	..		左記で「その他」を選んだ場合の在学形態	( )	理由1	理由2	理由3	理由1～3で「その他」を選んだ場合の理由	入国管理局へ報告	帰国指導実施	国内進学・就職等の指導実施
				..	..		左記で「その他」を選んだ場合の在学形態	( )	理由1	理由2	理由3	理由1～3で「その他」を選んだ場合の理由	入国管理局へ報告	帰国指導実施	国内進学・就職等の指導実施

長期欠席となっている留學生数

うち1か月以上2か月未満の者	うち2か月以上3か月未満の者	総数
上記のうち、所在確認の連絡がとれている者		
#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

退学者数	0
除籍者数	0
所在不明者数	0
合計	0

(記入上の注意)

- 前月中に退学、除籍又は所在不明(3か月、在留資格に応じた活動を確認していない者)となった者及び前月末で長期欠席となっている留學生数を記入し、各月10日までに報告してください。
- 「学籍番号等」の欄は、外国人留學生を受け入れるにあたって、学内等で付している学籍番号等を記載してください。
- 「氏名」の欄は、中国人及び韓国人については漢字で、その他の者はアルファベットで省略することなく記載してください。
- 「性別」、「在学形態の別」、「退学・除籍処分の有無」、「事由の別(報告内容)」、「事由の別(退学・除籍理由)」及び「措置内容」の欄は、該当するものを選択してください。
- 「住所」の欄は、教育機関に届け出のあったものを記入してください。
- 「事由の別(報告内容)」欄では、最後に在留活動を確認してから3か月以上経っている者は、退学・除籍処分の有無にかかわらず「所在不明」として報告してください。
- 「事由の別(報告内容)」欄の( )内には、事由発生日(判明日)を記載してください。
- 「事由の別(退学・除籍理由)」は、退学・除籍となった理由を選択してください。複数該当する場合は、複数選択してください。
- 「措置内容」には、退学等の後、教育機関が行った措置内容について選択してください。
- 「措置内容」の「国内進学・就職等の指導実施」は、当該事由に伴う在留資格変更の指導実施の有無を確認する項目です。
- 「長期欠席となっている留學生数」は、月末時点で最後に在留活動を確認してから1か月以上の長期欠席者数について記入してください。
- 退学者等名簿で行が足りない場合は、適宜追加してください。

退学者等名簿【大学・短期大学・高等専門学校】

年 月 日現在

(教育機関名: 文科大学 )

国籍	学籍番号等	氏名	性別	生年月日	在留期限	住所	在学形態の別	退学・除籍処分の有無	事由の別				措置内容			
									報告内容	左記報告のうち、退学・除籍となった事由						
ベトナム	1234	〇〇	男	19 98・9・7	2019・3・31	△△	学部生	○	退学 (2018.8.4)	理由1 成績不良	理由2 その他	理由3	理由1～3で「その他」を選んだ場合の理由 結婚のため	入国管理局へ報告 ○	帰国指導実施 ×	国内進学・就職等の指導実施 ○
中国	2345	△△	女	19 86・9・7	2019・3・31	△△	大学院生	×	所在不明 (2018.8.4)	理由1	理由2	理由3	理由1～3で「その他」を選んだ場合の理由	入国管理局へ報告 ○	帰国指導実施 ×	国内進学・就職等の指導実施 ×
ネパール	3456	◆◆	男	19 86・9・7	2019・3・31	△△	別科生	×	所在不明 (2018.8.4)	理由1	理由2	理由3	理由1～3で「その他」を選んだ場合の理由	入国管理局へ報告 ×	帰国指導実施 ×	国内進学・就職等の指導実施 ×
スリランカ	4567	■■	男	19 86・9・7	2019・3・31	△△	科目等履修生・研究生・聴講生等	○	除籍 (2018.8.4)	理由1	理由2	理由3	理由1～3で「その他」を選んだ場合の理由	入国管理局へ報告 ○	帰国指導実施 ×	国内進学・就職等の指導実施 ×
Bangladesh	5678	××	男	19 86・9・7	2019・3・31	△△	科目等履修生・研究生・聴講生等	○	退学 (2018.8.4)	理由1	理由2	理由3	理由1～3で「その他」を選んだ場合の理由	入国管理局へ報告 ○	帰国指導実施 ○	国内進学・就職等の指導実施 ×

長期欠席となっている留学生数		
うち1か月以上2か月未満の者	うち2か月以上3か月未満の者	総数
5	7	12

上記のうち、所在確認の連絡がとれている者

3	7	10
60%	100%	83%

退学者数	0
除籍者数	1
所在不明者数	2
合計	3

(記入上の注意)

- 前月中に退学、除籍又は所在不明(3か月、在留資格に応じた活動を確認していない者)となった者及び前月末で長期欠席となっている留学生数を記入し、各月10日までに報告してください。
- 「学籍番号等」の欄は、外国人留学生を受け入れるにあたって、学内等で付している学籍番号等を記載してください。
- 「氏名」の欄は、中国人及び韓国人については漢字で、その他の者はアルファベットで省略することなく記載してください。
- 「性別」、「在学形態の別」、「退学・除籍処分の有無」、「事由の別(報告内容)」、「事由の別(退学・除籍理由)」及び「措置内容」の欄は、該当するものを選択してください。
- 「住所」の欄は、教育機関に届け出のあったものを記入してください。
- 「事由の別(報告内容)」欄では、最後に在留活動を確認してから3か月以上経っている者は、退学・除籍処分の有無にかかわらず「所在不明」として報告してください。
- 「事由の別(報告内容)」欄の( )内には、事由発生日(判明日)を記載してください。
- 「事由の別(退学・除籍理由)」は、退学・除籍となった理由を選択してください。複数該当する場合は、複数選択してください。
- 「措置内容」には、退学等の後、教育機関が行った措置内容について選択してください。
- 「措置内容」の「国内進学・就職等の指導実施」は、当該事由に伴う在留資格変更の指導実施の有無を確認する項目です。
- 「長期欠席となっている留学生数」は、月末時点で最後に在留活動を確認してから1か月以上の長期欠席者数について記入してください。
- 退学者等名簿で行が足りない場合は、適宜追加してください。